



森林環境税

令和6年度より導入されます

目的

森林には、国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの様々な機能があり、私たち（国民）の生活に広く恩恵をもたらしています。

森林環境税（国税）は、その森林の機能が十分に発揮されるよう、適切な森林整備等を進めていくための財源に充てられます。

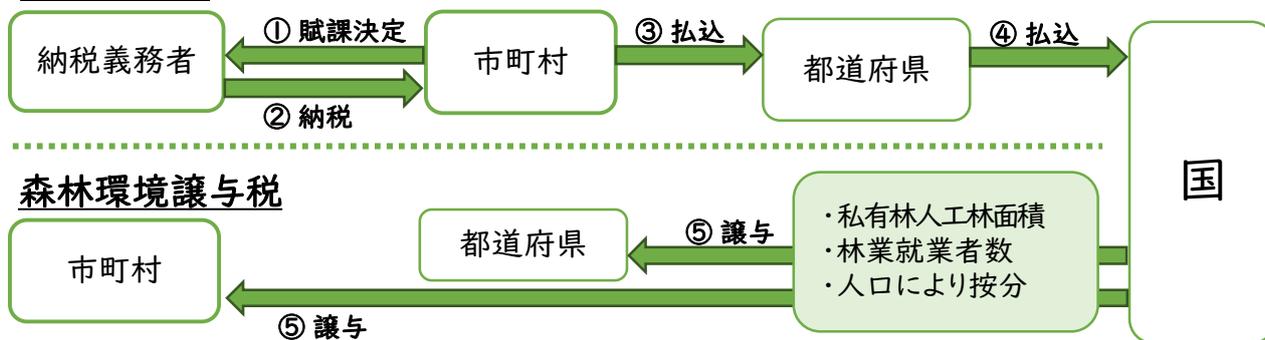
内容

- | | |
|-----------|--|
| 1 納税義務者 | 国内に住所を有する個人 |
| 2 年額 | 1,000円 |
| 3 賦課徴収 | 市町村において、個人住民税均等割と併せて賦課徴収されます。 |
| 4 非課税になる人 | 大子町では個人住民税均等割が非課税となる場合、森林環境税も非課税となります。 |

制度概要図

○森林環境税の税収は、「森林環境譲与税（令和元年度から先行スタート）」として都道府県や市町村に譲与されます。

森林環境税



森林環境譲与税

その他

○令和6年度以降の個人住民税均等割及び森林環境税の税額について

個人住民税（町民税、県民税）均等割額は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間、臨時的に年額1,000円（町民税500円、県民税500円）が加算されていましたが、令和5年度で終了し、令和6年度から新たに森林環境税が導入されます。

【参考】大子町における個人住民税均等割額と森林環境税

		令和5年度まで	令和6年度以降
国 税	森林環境税	-	1,000円
個人住民税	町民税均等割額	3,500円	3,000円
	県民税均等割額	2,500円	2,000円
計		6,000円	6,000円

※ 前年中の所得に応じて、上記金額に個人住民税所得割が加算されます。